

社会福祉法人うるま市社会福祉協議会
給 与 規 程

第 1 章 職員の給与

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人うるま市社会福祉協議会（以下「本会」という。）
就業規則第 22 条に基づき、職員の給与に関する必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程で職員とは、本会就業規則第 2 章に規定する手続きを経て、本会
に採用された者をいう。

(給与の種類)

第 3 条 この規程で給与とは、給料及び手当とする。

2 この規程で給料は、正規の勤務時間による労働の対価であって、次項に掲げる
手当を除いたものとする。

3 手当の種類は、「うるま市職員の給与に関する条例」に準じて、扶養手当、住居
手当、通勤手当、時間外労働手当、休日労働手当、期末手当、管理職手当、勤勉
手当、特別手当とする。

4 この規程に基づく給与は、他の規程に規定する場合を除くほか、口座振替の方
法で支払うものとする。ただし、職員から申出があった場合は、現金での方法に
より直接支払うことができる。

5 職務について生じた実費の弁償は、給与に含まれない。

(給料表)

第 4 条 職員の給料は、別表第 1 給料表（以下「給料表」という。）により支給する。

2 本会会長（以下「会長」という。）は、職員の職務の等級を前項に規定する給料
表に格付けし、毎月給料を支払わなければならない。

(級別標準職務表)

第 5 条 職員の職務について、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを前条
の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準
的な職務の内容は、別表第 2 に定める級別標準職務表のとおりとする。

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第 6 条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準は、「うるま市職員の初任給、昇格、昇
級等の基準に関する規則等」を準用して、会長がこれを定める。

(給与の支給等)

第 7 条 給与の計算期間は、月の初日から末日までとし、給与の支払日は翌月 15 日
とする。ただし、その日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前に
おいてその日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日を支給日とする。

2 特別の事情により、前項の規定により難いと認められる場合は、前項の規定に
かわらず、会長はその支給日を変更することができる。

3 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇級、降級等により給
料額に異動が生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

4 職員が退職したときは、その日までの給与を支給する。

- 5 職員が死亡したときは、その月までの給与を支給する。
- 6 第3項又は第4項の規定により給料を支給する場合の給料額は、その給与期間の現日数から勤務を要しない日数を差引いた日数を基礎として、日割によって計算する。
- 7 職員が給与計算期間の中途において、次の各号のいずれかに該当する場合には、その給与計算期間の給与は、前項同様に日割又は時間割計算により支給する。
- (1) 休職を命じられ、又は休職の終了により復職した場合
 - (2) 出勤停止を命じられ、又は出勤停止の終了により職務に復帰した場合
 - (3) 本会育児・介護休業等に関する規則に規定する育児休業および介護休業の期間の終了により職務に復帰した場合
- 8 日割計算とは、給料額を月平均所定労働日数で除する計算をいう。
- 9 時間割計算とは、給料額を月平均労働時間数で除する計算をいう。
- (給与の減額)
- 第7条の2 職員が欠勤（遅刻、早退及び私用外出を含む。）したときは、その欠勤につき日割計算又は時間割計算により算出した額を給料から控除する。
- 2 前項の場合において、1円未満の端数が生じるときは、その端数は切り捨てる。
- 第8条 削除
- (休職者の給与)
- 第9条 休職期間中の給与は支給しない。
- (給与の保障)
- 第10条 職員には、正規の勤務日が休日に当たっても正規の給与を支給する。

第2章 手 当

(時間外労働手当・休日労働手当)

- 第11条 正規の勤務時間を超えて勤務を命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、給料の月額及び労働基準法施行規則第21条に規定する手当以外の手当の合計額を月の平均所定労働時間数で除した額に、100分の125（午後10時～午前5時までの間にある場合はその割合に100分の25を加算した割合）の割合を乗じて得た額を時間外労働手当として支給する。ただし、業務により出張中の職員に対しては、時間外労働手当を支給しない。
- 2 休日において勤務を命ぜられた職員には、休日において勤務した全時間に対して、給料の月額及び労働基準法施行規則第21条に規定する手当以外の手当の合計額を月の平均所定労働時間数で除した額に、勤務1時間あたりの給与の100分の135の割合（午後10時～午前5時までの間にある場合はその割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。
- 3 前2項における月の平均所定労働時間数は、次の算式により計算する。

$$\frac{(365 \text{ 日} \times \text{一年間所定休日日数}) \times 1 \text{ 日の所定労働時間}}{12}$$

12

※うるう年の場合は366日とする。

4 第1項及び第2項に規定する算式により計算した額に、1円未満の端数が生じるときは、その端数が50銭以上のときは1円とし、50銭未満のときは切り捨てる。

5 時間外労働及び休日労働の時間集計において、当該月の合計に1時間未満の端数がある場合には、30分未満を切り捨て、30分以上を切り上げる。

(管理職手当)

第12条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員に対して、会長がこれを定める。

2 本会の管理職は、事務局長、事務局次長、課長、主幹とする。

(手当の支給方法)

第13条 第3条第3項に規定する時間外労働手当及び休日労働手当以外の支給方法については、「うるま市職員の給与に関する条例」を準用して支給する。

2 前項の諸手当を受給するためには、職員は採用と同時に扶養親族届兼認定簿(様式1号)、届出書(様式2号)を所属長に提出しなければならない。

第3章 退職手当

(退職手当)

第14条 本会職員が退職又は死亡したときは退職手当を支給する。ただし、次に掲げるものには支給しない又は一部支給しない。

(1) 懲戒処分により解雇された者

(2) 勤務年数1年に満たない者

(退職手当の支給)

第15条 退職手当は、本会が加入している「全国社会福祉団体職員退職手当積立基金約款」及び「沖縄県社会福祉事業共済会寄付行為」の定めるところによる。

2 本人が死亡した場合の退職手当は、これを遺族に支給する。

第4章 雑 則

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は「うるま市職員の給与に関する条例」及び「同施行規則」等の関係規定を準用して、会長がこれを定める。

第5章 規程の改廃

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃については、理事会の議決を得なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年11月14日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 合併前の具志川市社会福祉協議会給与規程、石川市社会福祉協議会給与規程、勝連町社会福祉協議会給与規程及び与那城町社会福祉協議会給与規程によりなされた手続、措置その他の行為は、うるま市社会福祉協議会が引き継ぐものとする。
- 3 平成 17 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までに係る給与等については、この規程の相当規定に基づいて支給されたものとする。
- 4 平成 21 年 7 月 27 日から施行し、平成 20 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 3 月 14 日から施行し、平成 30 年 6 月 13 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 2 月 24 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 6 年 3 月 8 日に施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

別表第1(第4条関係)給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200

35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300

74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	
94		295,900	343,600			
95		296,200	344,100			
96		296,600	344,500			
97		296,800	344,700			
98		297,100	345,100			
99		297,500	345,500			
100		297,900	345,800			
101		298,100	346,100			
102		298,400	346,500			
103		298,800	346,900			
104		299,100	347,300			
105		299,300	347,800			
106		299,600	348,200			
107		300,000	348,600			
108		300,300	349,000			
109		300,500	349,500			
110		300,900	349,900			
111		301,300	350,200			
112		301,600	350,500			

113		301,800	351,000			
114		302,000				
115		302,300				
116		302,700				
117		302,900				
118		303,100				
119		303,400				
120		303,700				
121		304,100				
122		304,300				
123		304,600				
124		304,900				
125		305,200				
定 年 前 再任用	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200

別表第 2（第 5 条関係）

級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	主事
2 級	主事
3 級	1 主任主事 2 係長又は係長級に属する職の職務
4 級	係長又は係長級に属する職の職務
5 級	課長又は課長級に属する職の職務
6 級	事務局長

様式1号(第13条関係)

扶 養 親 族 届 兼 認 定 簿

所 属 長 様	年 月 日 提 出			年 月 日 受 付
所属部署	職 名		氏 名	署名（記名押印可）

給与規程第13条の規定に基づき次のとおり届け出ます。

1 届出の理由及び扶養親族（該当するものに✓印を付すること。）

※配偶者は、届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

☐ 1 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある
☐ 2 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある(子、孫及び弟妹で満22歳の年度末を超えた者を除く)
☐ 3 その他（ ）

(フリガナ) 扶養親族氏名	続 柄	生年月日	同 居・ 別 居	届出事実の発生日以後1年 間の収入見込み額 (年額130万円以上は支給要件に該 当しない)	届出の事由
					届出事実の 発生日年月日
		(満 歳) ・		給 与(円) 年 金(円) その他(円)	
		(満 歳) ・		給 与(円) 年 金(円) その他(円)	
		(満 歳) ・		給 与(円) 年 金(円) その他(円)	

(注) 1 「届出事実の発生日以後1年間の収入見込み額」欄は、給与・年金・その他(事業、不動産、非課税収入等)の収入について、その年額(見込額)を記載する。なお、扶養心臓が108,333円(年間130万円÷12箇月)以上のしゅうにゅうがあるときは、扶養手当を支給できない場合がおおいため、速やかに給与担当者に申し出ること。

2 「届出事由」欄には、婚姻、離婚、出生、死亡、満60歳以上、就職、離職等を記入する。

2 証明書類等 ※提出する書類に✓すること

☐ 住民票	☐ 所得証明書	☐ 雇用証明書・雇用契約書	☐ 扶養手当不支給証明書	☐ 扶養事実申立書
☐ 雇用保険受給資格者証	☐ 公的年金受給額の証明書類	☐ 送金額の証明書類(通帳の写し等)		
☐ 職税等の申告書の写し	☐ その他()			

3 認定欄(以下任命権者記載)

支給状況	支 給 額 等						
	配偶者	配偶者以外の扶養親族①			①のうち特 定分の加算	合 計	開始・改定・ 終了の月
		1 人 目	2 人 目	3 人目以降			
届出前				人	人		
届出後				人	人		年 月分から
上記のとおり確認し、決定する。 年 月 日					会 長	局 長	課 長
							係
備 考							

様式 2 号（第 13 条関係）

届 出 書					
所 属 長 様			年 月 日 提出		
職員番号		所属課名		職 名	
氏 名		住 所			

通勤の届出 ○給与規程第 13 条の規定に基づき、通勤の実情を届け出ます。 ☐ 新規(異動を含む) ☐ 住居の変更 ☐ 通勤経路の変更 ☐ 通勤方法の変更 ☐ 運賃等負担額の変更 上記事実の発生年月日 令和 年 月 日					
勤務箇所			所在地		
	順路 1		順路 2		順路 3
通勤方法	☐ 徒歩 ☐ 自動車 ☐ バス ()		☐ 徒歩 ☐ 自動車 ☐ バス ()		☐ 徒歩 ☐ 自動車 ☐ バス ()
区 間	居住地～		順路 1 ～		順路 2 ～
概算距離・時間	km(:)		km(:)		km(:)
乗車券等	種類	定期券・回数券		定期券・回数券	定期券・回数券
	金額	円		円	円
添付書類	☐ 住民票抄本 ☐ 経路図 ☐ 乗車券等の領収書の写し				
備 考					

【確認及び決定欄】（総務課記入）					
通勤手当算定距離	バス等利用による手当額		円	支給・変更・廃止の始期	
k m	自動車使用による手当額		円	令和 年 月分より	
	その他()		円		
	決定月額		円	(変更前月額:)	

住居の届出 ○給与規程第 13 条の規定に基づき、居住の実情を届け出ます。 ☐ 新規 ☐ 住居の変更 ☐ 契約関係の変更(更新含む) ☐ 家賃額の変更 ☐ その他 () 上記事実の発生年月日 年 月 日					
所 在 地					
借 主	続柄 ()		住 所		
家 賃 等	月額 円 ()				
契約期間	年 月 日～ 年 月 日				
入 居 日	年 月 日				
添付書類	☐ 契約書の写し ☐ 領収書の写し ☐ 住民票謄本（コピー可） ☐ 家賃証明書（家賃改定・更新時）				
備 考					

【確認及び決定欄】（総務課記入）					
手当月額の算定	決定月額		支給・変更・廃止の始期		
	円		年 月分より		
その他特記事項: 					

上記のとおり確認し決定する。 令和 年 月 日	決 裁	会 長	事務局長	総務課長	所属課長	係

※裏面の「記入上の注意」参照

《記入上の注意》

○通勤の届出

- 1 この届には通常行っている通勤の実情のみを記入し例外的な方法等は記入しないこと。
- 2 届出に係る事由の欄には、通勤の届出の主な理由の一についてレ印を付するものとする。
- 3 通勤方法欄には通勤の順路に従い徒歩、自動車、パス等の一つにレ印を付すこと。
- 4 通勤の方法としてパスを常用している場合は原則として「乗車券の種類」
- 5 「概算距離」は職員の住居から勤務箇所までに至る経路のうち、一般に利用しうる最短の距離の長さによるものとする。
- 6 経路図の様式については適宜とし、実際の通勤経路を朱書きすること。

○住居の届出

- 1 届出に係る事由の欄には、住居の届出の主な理由の一についてレ印を付するものとする。
- 2 借家、借間、まかない付下宿等について必要事項を記入すること。
- 3 借主が職員でない場合、当該借主が職員の扶養親族であるか否かを備考欄に記入すること。
- 4 家賃等の欄には権利金、敷金、食費、電気代、ガス代、水道代、共益費、店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料または借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分に係る家賃等を含まないものを記入する。
ただし、居住に関する支払額に電気、ガス若しくは水道の料金が含まれている場合(例:光熱費込みの下宿代)又は居住に関する支払額に食費等が含まれている場合(例:まかない付下宿代)で家賃に相当する額の算出が困難なときは、光熱費、食費等を含めた額(光熱費込みの下宿代又はまかない付下宿代)を記入してさしつかえない。なおこの場合、括弧内にその旨付記すること。

○氏名欄は、自署又は記名押印すること。